

寒川町契約規則新旧対照表

現 行	改 正 案
～ 略 ～ (用語の意義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。 (1)～(5) (略) <u>(加える)</u> ～ 略 ～ (入札の公告) 第6条 一般競争入札に付そうとするときは、その入札期日 _____ の10日(急を要するときは5日)前までに町広報若	～ 略 ～ (用語の意義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。 (1)～(5) (略) <u>(6) かながわ電子入札共同システム</u> <u>神奈川県内の地方公共団体が共同して、競争入札参加資格認定、入札業務等を電子情報処理組織(町の機関等の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)</u>によって処理する情報処理システムをいう。 <u>(7) 電子入札システム かながわ電子入札共同システムのうち、町が行う入札に関する事務を処理する情報処理システムをいう。</u> <u>(8) 電子入札案件 電子入札システムにより処理することとされた契約案件をいう。</u> <u>(9) 財産売却システム 電気通信回線を利用して公有財産及び物品の売り払いに関する事務を処理する情報処理システムをいう。</u> <u>(10) 財産売却システム案件 財産売却システムにより処理することとされた契約案件をいう。</u> <u>(11) システム入札案件 電子入札案件及び財産売却システム案件をいう。</u> ～ 略 ～ (入札の公告) 第6条 一般競争入札に付そうとするときは、その入札期日 <u>(システム入札案件にあつては、入札期間の末日)</u> の10日(急を要するときは5日)前までに町広報若

しくは新聞に掲げる方法又は掲示その他の方法により公告しなければならない。 2 前項の規定による公告は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。 (1)～(3) (略) (4) 入札の日時 _____ _____及び場所 (5) (略) (6) 入札保証金 _____ _____に関する事項 (7)・(8) (略) (加える) (9) (略) (入札保証金) 第7条 <u>政令第167条の7第1項の規定により納付させる入札保証金の額は、入札金額の100分の5以上の額とする。</u> _____ _____ 2 (略) (入札保証金に代わる担保) ～略～ 第10条 第7条の入札保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもつてこれに代えることができる。 (1)～(4) (略) (加える) (5) (略) 2 前項に掲げる担保の価格は同項第1号から第4号のものは額面金額とし、その他のものは額面金額の10分の8以内とする。 (担保提供の際の留意事項) 第11条 前条第1項第1号、第2号及び第5	しくは新聞に掲げる方法又は掲示その他の方法により公告しなければならない。 2 前項の規定による公告は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。 (1)～(3) (略) (4) 入札の日時 <u>(システム入札案件にあっては、入札期間)</u>及び場所 (5) (略) (6) 入札保証金 <u>(政令第167条の7第1項の規定により納付させる入札保証金をいう。以下同じ。)</u>に関する事項 (7)・(8) (略) (9) <u>システム入札案件にあっては、その旨</u> (10) (略) (入札保証金) 第7条 _____ _____入札保証金の額は、入札金額の100分の5以上の額とする。<u>ただし、財産売却システム案件にあっては、予定価格の100分の10以上の額とする。</u> 2 (略) (入札保証金に代わる担保) ～略～ 第10条 第7条の入札保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもつてこれに代えることができる。 (1)～(4) (略) (5) <u>財産売却システム案件にあっては、財産売却システムを管理する事業者の保証</u> (6) (略) 2 前項に掲げる担保の価格は同項第1号から第5号のものは額面金額とし、その他のものは額面金額の10分の8以内とする。 (担保提供の際の留意事項) 第11条 前条第1項第1号、第2号及び第6
--	--

号に掲げるものを入札保証金に代わる担保として提供させる場合において、当該担保が記名証券であるときは、売却承諾書及び白紙委任状を添付させなければならない。

(予定価格の作成)

第12条 一般競争入札に付する事項の価格を、あらかじめ当該事項に関する仕様書、設計書等によつて予定し、その予定価格(最低制限価格を設ける必要がある入札については、その予定価格及び最低制限価格)を記載した書面(第1号様式)を封かんして開札場所におかなければならない。

(加える)

～略～

(入札の方法)

第15条 一般競争入札 _____
_____に参加しようとする者は、入札書を入札の公告において定められた日時、場所及び方法に従い、契約担当者に提出しなければならない。

(加える)

号に掲げるものを入札保証金に代わる担保として提供させる場合において、当該担保が記名証券であるときは、売却承諾書及び白紙委任状を添付させなければならない。

(予定価格の作成)

第12条 一般競争入札に付する事項の価格を、あらかじめ当該事項に関する仕様書、設計書等によつて予定し、その予定価格(最低制限価格を設ける必要がある入札については、その予定価格及び最低制限価格)を記載した書面(第1号様式)を封かんして開札場所におかなければならない。ただし、入札システム案件にあっては、それぞれの情報処理システムに予定価格を登録することをもって、これに代えることができる。

2 町長は、前項ただし書の規定により電子入札システムに予定価格を登録した場合にあっては、正当な権限を有する者以外の者が当該予定価格を認知できないよう必要な措置を講じなければならない。

3 町長は、第1項ただし書の規定により財産売却システムに予定価格を登録した場合にあっては、開札前に予定価格を公表することができる。

～略～

(入札の方法)

第15条 一般競争入札(システム入札案件を除く。)に参加しようとする者は、入札書を入札の公告において定められた日時、場所及び方法に従い、契約担当者に提出しなければならない。

2 前項の入札書は、同一事項の入札について1人1通とする。

3 電子入札案件に参加しようとする者は、別に定めるところにより、入札金額その他別に定める情報を電子入札システムに登録しなければならない。

4 前項に規定する情報は、電子入札シス

(9) (略) (入札無効の理由明示) 第17条 入札を無効とする場合においては、政令第167条の8第1項の規定に基づく開札に立ち会った入札者 _____ に対し、その面前 _____ で理由を明示して入札無効の旨を知らせなければならない。 (入札書の引換え等の禁止) 第18条 入札者は、既に提出した入札書 _____ の書換え、引換え又は撤回をすることができない。 ～略～ (入札保証金の還付) 第24条 入札保証金 _____ は、開札終了後又は入札が中止され、若しくは取り消された場合に還付する _____。ただし、落札者の入札保証金 _____ は、契約締結後に還付する _____。 2 前項ただし書の規定にかかわらず、落札者の入札保証金 _____ は、当該落札者の申出により契約保証金 _____ の全部又は一部に充当する _____ ことができる。 3 第2項の規定により入札保証金を還付 _____ 又は充当する場合には、利子を付さない。 (入札経過調書等) 第25条 契約担当者は、開札をした場合においては、入札の経過を明らかにした入札経過調書(第2号様式 _____	とき。 (12) (略) (入札無効の理由明示) 第17条 入札を無効とする場合においては、政令第167条の8第1項の規定に基づく開札に立ち会った入札者 <u>及びシステム入札案件に参加した者</u> に対し、その面前 <u>(システム入札案件にあっては、別に定める方法)</u> で理由を明示して入札無効の旨を知らせなければならない。 (入札書の引換え等の禁止) 第18条 入札者は、既に提出した入札書 <u>(入札システム案件にあっては、第15条第3項又は第5項の規定により登録された情報)</u> の書換え、引換え又は撤回をすることができない。 ～略～ (入札保証金の還付等) 第24条 入札保証金 <u>及びこれに代わる担保</u> は、開札終了後又は入札が中止され、若しくは取り消された場合に <u>還付し、又は返還する</u>。ただし、落札者の入札保証金 <u>及びこれに代わる担保</u> は、契約締結後に <u>還付し、又は返還する</u>。 2 前項ただし書の規定にかかわらず、落札者の入札保証金 <u>及びこれに代わる担保</u> は、当該落札者の申出により契約保証金 <u>(政令第167条の16第1項の規定により納付させる契約保証金をいう。以下同じ。)</u> の全部又は一部に <u>充当し、又は契約保証金に代わる担保に転用する</u> ことができる。 3 <u>前2項</u> の規定により入札保証金を <u>還付し、又は充当する</u> 場合には、利子を付さない。 (入札経過調書等) 第25条 契約担当者は、開札をした場合においては、入札の経過を明らかにした入札経過調書(第2号様式。<u>システム入札案件にあっては、当該入札経過調書に記</u>
---	--

_____) 又は入札結果を記録した書面を作成し、当該入札にかかる入札書その他の書類

_____)とともに保存しなければならない。

～略～

(指名競争入札に参加することのできる者の資格審査及び名簿への登録)

第27条 (略)

2 前項の場合において、指名競争入札に参加する者に必要な資格が第3条第1項の一般競争入札に参加する者に必要な資格と同一である場合には、前項において準用する第4条の規定による申請、資格の審査及び名簿への登録は行わず、同条の規定による申請、資格の審査及び名簿への登録をもつてこれに代えることができる。

～略～

(入札事項の通知)

第29条 契約担当者は、指名競争入札に参加させようとする者に対して、入札期日 _____ の少なくとも5日前に第6条第2項各号に掲げる事項を通知しなければならない。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。

～略～

(随意契約)

第31条 契約担当者は、随意契約によろうとするときは、あらかじめ第12条 _____ の規定に準じ予定価格を定めるとともに契約条項その他見積りに必要な事項を示して、なるべく2者以上から見積書を徴さなければならない。

2 (略)

～略～

(契約書作成の省略)

第34条 次の各号のいずれかに該当する

載すべき事項を記録した電磁的記録)又は入札結果を記録した書面を作成し、当該入札にかかる入札書その他の書類(システム入札案件にあっては、当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録)とともに保存しなければならない。

～略～

(指名競争入札に参加することのできる者の資格審査及び名簿への登録)

第27条 (略)

2 前項の場合において、指名競争入札に参加する者に必要な資格が第3条 _____ の一般競争入札に参加する者に必要な資格と同一である場合には、前項において準用する第4条の規定による申請、資格の審査及び名簿への登録は行わず、同条の規定による申請、資格の審査及び名簿への登録をもつてこれに代えることができる。

～略～

(入札事項の通知)

第29条 契約担当者は、指名競争入札に参加させようとする者に対して、入札期日 (電子入札案件にあっては、入札期間の末日) の少なくとも5日前に第6条第2項各号に掲げる事項を通知しなければならない。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。

～略～

(随意契約)

第31条 契約担当者は、随意契約によろうとするときは、あらかじめ第12条第1項本文 の規定に準じ予定価格を定めるとともに契約条項その他見積りに必要な事項を示して、なるべく2者以上から見積書を徴さなければならない。

2 (略)

～略～

(契約書作成の省略)

第34条 次の各号のいずれかに該当する

場合においては、契約書の作成を省略することができる。

(1)～(4) (略)

(加える)

2 (略)

(契約保証金)

第35条 政令第167条の16第1項の規定により納付させる契約保証金の額は、契約金額 _____
_____の100分の10以上の額とする。

～略～

(契約保証金に代わる担保)

第36条の2 前条の契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもつてこれに代えることができる。

(1)～(4) (略)

(加える)

(5) (略)

2 前項に掲げる担保の価格は同項第1号から第4号のものは額面金額とし、その他のものは額面金額の10分の8以内とする。

(契約保証金の還付)

第37条 契約保証金は、工事若しくは製造又は給付の確認又は検査が終了してから _____
_____契約者から契約保証金還付請求書の提出を受けて還付するものとする。ただし、第53条及び第54条の規定による契約解除の場合は、契約保証金を没収するときを除き、契約を解除した後とする。

(加える)

場合においては、契約書の作成を省略することができる。

(1)～(4) (略)

(5) 財産売却システム案件であって、契約金額が50万円以下の契約をするとき。

2 (略)

(契約保証金)

第35条 _____
_____契約保証金の額は、契約金額(財産売却システム案件にあっては予定価格)の100分の10以上の額とする。

～略～

(契約保証金に代わる担保)

第36条の2 前条の契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもつてこれに代えることができる。

(1)～(4) (略)

(5) 財産売却システムを管理する事業者の保証(財産売却システム案件に限る。)

(6) (略)

2 前項に掲げる担保の価格は同項第1号から第5号のものは額面金額とし、その他のものは額面金額の10分の8以内とする。

(契約保証金の還付)

第37条 契約保証金は、契約者が契約上の義務を履行したことを確認し、又は検査した後に当該契約者から契約保証金還付請求書の提出を受けて還付するものとする。ただし、第53条及び第54条の規定による契約解除の場合は、契約保証金を没収するときを除き、契約を解除した後とする。

2 前項の規定にかかわらず、物品を売り払う契約においては、契約者の契約保証金は、当該契約者の申出により売払代金の全部又は一部に充当することができる。

～ 略 ～	<u>3 前2項の規定により契約保証金を還付し、又は充当する場合には、利子を付さない。</u> ～ 略 ～ <u>附 則</u> <u>この規則は、公布の日から施行する。</u>
--------------	---